

安易な妥協は財務にも悪影響 税務調査にどう対応する?

イースト会計事務所 税理士・社会保険労務士
森部 章

日 ごろ適正な経理処理を心がけている診療所でも、税務調査によって想定外の申告漏れを指摘されることがある。税務調査の結果新たに生じた税金に関してはペナルティーや金利も課されるため、経営や財務に与える影響は小さくない。

診療所側の単純なミスであればやむを得ないが、根拠がはっきりしない税務署の指摘に対する妥協は禁物だ。秋の税務調査シーズンを間近に控え、今回は、財務の視点から対応法を考えてみたい。

故意の脱税には35%上乘せ

税務調査で申告漏れが発見され、新たに納めるべき税金が発生した場合、

その税金を追加で納めればそれで済むわけではない。申告が誤っていたことに対するペナルティーである加算税と、本来の納期を超過したことによる利子としての延滞税が、いずれも上乘せして課されるからだ。

加算税は通常、追加で納める税金の10%または15%だが、書類の改ざんや故意の脱税と判断された場合、35%もの重加算税が適用されるので注意が必要だ(表1)。また延滞税も、最大で年利14.6%の高い税率が適用される。

申告漏れとされた税金の額が多くなると、これらの付帯税の額も増し、診療所の負担はさらに重くなる。付帯税は、税務上必要経費や損金にできないこともあり、財務に与えるダメージはなおさ

ら大きい。

こうした負担を回避するために、日ごろから適正な処理を行う必要があるのはいうまでもない。その上で税務調査で問題点を指摘された場合に安易に受け入れず、納得できるまで調査官と議論を尽くす姿勢が求められる。

立証責任は税務署側に

それでは診療所に税務調査が入り、申告漏れを指摘された場合にはどうすべきか。

通常、税務署から「修正申告書」を提出するよう求められるが、これは当初申告した税額が少なかったことを自ら認める手続きだ。ひとたびこれを提出すると、後で取り消したり異議を申し立てることはできなくなる。

そのため税務調査では、調査官の指摘事項の内容に応じて柔軟に対応することが大切だ。

(1) 議論の余地のない指摘事項

単純な計算ミスや事務処理漏れなど、議論の余地がないような指摘事項に対して、結論を引き延ばしたり理由なく修正申告を拒絶するのは得策ではない。

こうした事項については、仮に修正申告がなされなくても、税務署が課税を決定する「更正処分」に持ち込まれる可能性が高いからだ。

また、税務調査においては調査官の心証も重要となるため、意味のない議論で調査を長引かせるのはむしろ逆効果となる。

(2) 指摘に対し主張すべきもの

診療所側が適正に処理していると認識している事項に対し、調査官から申告漏れの指摘を受けることもある。

この場合、立証責任は税務署側にあることを忘れてはいけない。特に次のような事項に関しては客観的な立証は困難であると考えられるため、納得できなければ安易に修正申告に応じることなく、否認する理由や法的根拠を調査官に確認し、その内容が妥当かどうかを検討する必要がある。

① 理事長給与の金額の妥当性

理事長給与に関しては具体的な金額基準があるわけではなく、「不相当に高額な部分は損金に算入できない」という規定があるのみだ。税務署がこれを適用するには、同地域、同科目、同規模の医療機関と比較して高額であるということを証明しなければならず、現実的には困難である。

② 減価償却資産の耐用年数

設備投資をした資産の償却年数は、税法上「耐用年数表」として定められている。ただし、これに適合しない資産の耐用年数に関しては「合理的に判定する」と規定されているのみだ。その資産が「何年間使用可能か」を判断するのは技術的に困難なため、極端に短い償却期間を設定して減価償却費を計算し

たのでなければ否認は難しい。

③ 投資効果が数値化できない費用

診療所が費用処理したはずの支払い内容に関して、「経費性がない」として調査官に否認される場合がある。しかし、広告宣伝や交際費のように、費用対効果が数値となって把握できないものもあり、完全にプライベートな支出でない限り、その効果を否定するのは難しいだろう。

こうした支出に関しては、個別に否認とした理由を確認しておきたい。

影響軽微な「期ズレ」の指摘

税務調査での指摘事項は、その内容によって翌期以降の財務に与える影響が異なってくる。具体的には次の通りである。

(1) 帰属時期のズレによるもの

例えば、当期に計上すべき医業未収金の計上が漏れていたような場合であれば、修正申告による当期の税金が発生するが、その分翌期の税金が減少することになる。このため、純粋な税負担は加算税・延滞税などの付帯税のみとなる。

また、こうした申告漏れに対しては重加算税の適用はないため、財務に与えるダメージは比較的小さい。

(2) 取引内容の否認によるもの

診療所で費用処理した支出がプライベートのものとして認定された場合は、その経費額に対する分だけ税負担は増加する。ただし、これは(1)の「期ズレ」とは違って、翌期以降の税負担軽減にはつながらない。

特に医療法人の場合は役員に対する賞与と認定され、法人側で否認されるだけでなく、理事長の所得として個人にも所得税が課されるので、その負担が重いものとなる。

税務調査では、調査最終日に調査官が指摘事項を説明し、診療所に修正申告を求めてくる。その場で結論が出ない場合は、以後税務署とやり取りしながら修正申告すべき事項をまとめていくことになるが、早期に決着がつけば時間や労力が省け、お互いのメリットにもなる。

納得できる部分については、納税者側から積極的に修正申告案を提示していくことも効果的だ。

森部の
アドバイス

財務への影響も考え
粘り強く交渉すべし



税務調査で申告漏れを指摘された場合、本来支払うべき税金にペナルティーや金利分の税金が上乘せされるため、その負担は予想以上に重いものとなります。

調査官から指摘された内容に関しては、安易に修正申告に応じるのではなく、一つひとつその理由・根拠を確認し、財務に及ぼす影響も考慮して慎重に折衝してください。

イラスト◎やまもと 妹子

表1◎加算税と延滞税の税率

区分	種類	税率
加算税	過少申告加算税	自主的な申告 税務調査後の申告など 10%
	無申告加算税	自主的な申告 税務調査後の申告など 5% 15%
	重加算税	過少申告の場合 無申告の場合 35% 40%
延滞税	当初の納期限から2カ月まで	年利4.3%
	上記以後	年利14.6%

注) 延滞税の年利は2012年の数値